

第8回 通常理事会 議事録

(2023-2024 年度 第8回)

日 時：令和6年1月19日（金）15：00～17：30

会 場：神奈川県建築士事務所協会会議室 および WEB会議システム（ZOOMを利用）併用

○	平山 正義	○	山口 英生	○	小松 正道	○	山口 雄	○	古室 大悟	×	白川 幹	○	鈴木 武昭
								WEB					
△	有泉 絵美	○	名和 靖晃	×	永島 優子	○	鈴木 與	○	長友 寛昌	○	古谷 雄一	×	高橋 康
○	大和田 優	○	横山 尊重	○	福田 亮一	○	田中 正幸	△	矢野 高	○	奈良 直史	×	伊藤 耕人
			WEB					WEB					
○	杉本 勝郎	△	佐藤 眞吾	○	松井 正	○	酒井 弘幸						
監事		○	平野 武洋	○	山本 敏夫	○	棕 茂廣			日事連副会長		○	白井 勇
(事務局)磯部事務局長、野口総務課長、 小林業務兼登録課長								議事録作成者:酒井専務理事 (事務局)磯部					

出席者：21名（△は定足数確認時に不在）

司会：古谷総財務委員長

- ・平山会長挨拶
- ・定足数の確認 25名中（ 18 ）名出席。過半数出席のため定款第43条により会議成立を報告。
- ・定款第47条により議事録署名人は会長と出席した監事とした。
- ・定款第42条により会長が議長となり議事を行う。

1 審議事項

第1号議案 会員の入会等について承認を求める件

資料 1-1 により、磯部事務局長から以下の通り説明。

- ・正会員の入退会 なし 現在会員数 748 社。
- ・賛助会員の入会

株式会社アートフォースジャパン横浜営業所

以上、1社の入会が承認された。退会はなし。 入会1社、退会0社 現在会員数99社。

第2号議案 青年部会運営委員会委員の推薦について承認を求める件

資料 1-2 により、奈良青年部会運営副委員長から以下の通り説明。

定款施行細則第22条第3項に基づき委員を1名増員することを提案。

続いて、定款施行細則第16条第1項に基づき、以下の委員推薦を説明。

川崎支部 河崎 裕司 様（建築工房 k a w a s a k i 屋）

以上、原案通り、委員増員および委員推薦が確認された。

第3号議案 マロニエ BIM コンペ実施に係る実行委員会発足と実行委員の推薦依頼等について承認を求める件

資料 1-3 により、山口英生副会長から以下の通り説明。

令和5年12月18日開催の理事会においてコンペ実施が承認された所ですが、既存委員会にて担当することは難しいため、コンペ名称、実行委員会の発足と運営規程および実行委員の推薦依頼（各ブロックより複数名の推薦をお願いする。）を実施する案を説明。

併せて、推薦された委員の承認について、正副会長の専決事項とすることを提案。

①コンペ名称（案1）：マロニエ BIM コンペかながわ 2024

②実行委員会名：マロニエ BIM コンペかながわ 2024 実行委員会（運営規程含む）

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会

マロニエ BIM コンペかながわ 2024 実行委員会 運営規程（案2）

（名称）

第1条 本委員会は、マロニエ BIM コンペかながわ 2024 実行委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会（以下、「日事連」という。）が主催する、マロニエ BIM 設計コンペティション（以下、「BIM コンペ」という。）を一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下、「本会」という。）が、建築士や学生若手設計者に対し、BIM 設計の導入意欲の喚起、BIM による設計技術の習得、活用等の向上のきっかけ、目標を与えるとともに、提案作品を通じて建築設計業界や県内行政庁並びに本会会員に BIM のわかりやすい事例を示すことで、これまで以上に幅広く周知を図り、BIM の普及・促進を加速することを目的とする。

（事業）

第3条 委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- ①開催日程、コンペテーマ、課題敷地、課題、審査委員、開催方法の検討をする。
- ②コンペの応募要項、スケジュール、募集チラシ等を作成し、事業の進捗を管理する。
- ③応募要項に基づく、コンペ参加者の募集をする。
- ④応募参加者へ課題を与え同一条件の下で、BIM による設計作品を募集する。

⑤学識経験者等からなる審査委員会において審査を行い、優秀作品の決定等を実施する。

⑥優秀作品の公表、コンペ実施に係る報告書を作成する。

(組織)

第4条 委員会は、各ブロックより推薦された委員で構成する。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

①委員長 1名

②副委員長 3名以内

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 副委員長は、委員長の指名により選出する。

(役員の職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、この委員会が解散するまでとする。

(委員会会議)

第8条 委員会会議（以下、「会議」という。）は、役員をもって構成し、次に掲げる事項について審議し、議決する。

①BIM コンペの準備、運営に関すること。

②予算、決算に関すること。

③その他重要な事項

2 会議は、委員長が招集し、開催する。

3 会議の座長は、委員長が務める。

4 委員長が必要と認めるときは、会議の構成員以外の者に出席を求めることができる。

(専決処分)

第9条 委員長は、早急な議決を要する事項が生じた場合、その議決すべき事項を専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規程により専決処分した事項を次の会議において報告しなければならない。

(財務)

第10条 本事業に係る経費は、次に掲げる経費をもって充てる。

①日事連補助金

②本会予算（予備費等）

③その他収入

(解散)

第11条 委員会は、事業の目的が達成されたとき、会議の議決をもって解散する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規程は、2024年 月 日より施行する。(理事会承認日より)

③マロニエ BIM コンペかながわ 2024 実施に係る実行委員会の委員推薦依頼 (案3) について

(質疑等)

・今後のスケジュールについて、教えてください。

→ 年度内にコンペテーマ検討、審査員の選定検討 (コーディネーターは変更しない予定)、行政、関係団体及び学校への挨拶回りの実施を想定。会議はWEB中心で実施予定。

以上、原案通り承認。規程の施行日は、令和6年1月19日とした。また、委員の推薦依頼については、当面のスケジュールを簡単に記載することとした。

第4号議案 後援名義使用について承認を求める

資料1-4により、磯部事務局長から以下の通り説明。

公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部 JIA 神奈川地域会より、以下の事業について後援依頼があったことを説明。

事業名：「第35回 JIA 神奈川建築 WEEK かながわ建築祭 2024」

日 程：3月1日から3月3日

会 場：横浜市役所アトリウム

以上、依頼通り後援が承認された。

第5号議案 令和6年能登半島地震の義援金募集実施について承認を求める件

資料1-5により、磯部事務局長及び平山会長から以下の通り説明。

能登半島で発生した地震被害に対し、当会は被災地域の一日も早い復旧・復興を願い、以下の方法で義援金の募集を実施することを提案。

1 受付期間

令和6年1月19日から令和6年6月30日まで (予定)

2 義援金の取扱い

日事連・関東甲信越ブロック協議会の幹事会を通じて石川会へお届けする (予定)

3 義援金受付方法

①当会事務局に義援金箱を設置

②講習会等の受付でも利用しているストアーズを利用（１口 500 円） <https://j-kana.net>

③現金書留 以下まで、送付をお願い致します。

〒231-0032 横浜市中区不老町 3-12-2F 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 義援金係

以上、提案通り実施することが承認された。

第 6 号議案 建築士事務所企業年金基金の選定代議員改選に伴う選定人の委任について承認を求める件

資料 1-6 により、磯部事務局長から以下の通り説明。

建築士事務所企業年金基金の代議員・役員が令和 6 年 4 月 1 4 日に任期満了となることから、事業主から選定される選定代議員の選定について、基金の母体団体（日本建築士事務所協会連合会と日本建築家協会）が推薦する以下の選定人に委任することについての依頼があった。

当基金に事務局が加入しておることから、当会が事業主であるため、依頼があったことを補足説明。

①母体推薦選定人

（株）柴建築設計事務所 代表取締役社長 柴 和伸（茨城県 元日事連副会長）

（株）盛総合設計 代表取締役会長 栗原 憲昭（宮城県 元日事連副会長）

（株）環・設計工房 取締役会長 鮎川 透（福岡県 日本建築家協会 元九州支部長）

②委任状提出期限 令和 6 年 1 月 3 1 日（水）

以上、依頼通り委任することが承認された。

また、制度を知らない会員も多いため、制度の P R もしていくこととした。

2 報告事項

第 1 号報告 会員入会等の報告

資料 2-1 により磯部事務局長が報告。

・入会 （ ）は指定代表者名

平塚支部 wood stock design（菊地 巧）

・退会 （ ）は指定代表者名

横浜支部 樫設計企画工房株式会社（山下 東也）

横浜支部 株式会社大周建設（青 洋一）

横浜支部 株式会社曾根靖裕デザイン事務所（曾根 靖裕）

川崎支部 株式会社松崎樺山建築設計事務所（松崎 亮也）

相模原支部 株式会社ホームリーダー二級建築士事務所（菊池 晴利）

以上、入会 1 社、退会 5 社 会員数 7 4 8 社

- ・賛助会入退会 なし 現在会員数 98 社

第2号報告 令和6・7年度日事連会長候補者の1次推薦についての報告（正副会長専決）

資料 2-2 により、平山会長が報告。

令和6年1月9日付で理事の皆様にご連絡致しましたが、1月5日に現日事連会長の児玉様が事情により会長候補者を辞退したことに伴い、関東甲信越ブロック協議会からの候補者選定について、日事連副会長でもある当会相談役の白井様に打診があり、本人も了承したことから、1月10日に開催されました関東甲信越ブロック協議会会長会議において白井様を一次推薦することが決定されたことを報告。今後は、日事連の各ブロック協議会（6ブロック）からの推薦者による二次推薦をし、最終候補者が決定される。

第3号報告 建築士事務所登録（12月）の報告

資料 2-5 により、磯部事務局長が報告。

<新規登録事務所>

12月 一級：13件、二級：2件、木造：0件

<更新登録事務所>

12月 一級：37件、二級：15件、木造：0件

<登録証明発行>

12月：16件

以上、12月手数料収入合計：993,400円。

<変更>

12月 一級：64件、二級：20件、木造：0件

<廃業>

12月 一級：10件、二級：4件、木造：0件

<期間満了抹消>

12月 一級：5件、二級：4件、木造：0件

<閲覧> 12月：10件

3 検討事項

（1）SNS対応について（広報情報委員会）

- ①「SNS運用ポリシー」（案）について
- ②「SNSガイドライン」（案）について

- ・資料 3-1 により、長友広報情報副委員長から検討経過、検討内容および提案を説明。

前提として、本会の SNS は立ち上げないこととした。

「SNS 運用ポリシー」と「SNS 活用ガイドライン」の作成については、公の組織ですので、一層の責任の所在の明確化を目指して作成。

< SNS の立ち上げについて >

- ・責任は各々でとること。
- ・一般社団法人という立場に則した責任が発生することを認識する。
- ・炎上に限らず何か問題があれば、各委員会の委員長や投稿者だけでなく、本会の会長の謝罪が必須であることを、会長、各委員を含めて理解すること。（実際に責任も取る必要がある。）
- ※ 組織のトップ（本会会長）が謝罪することが必須となる。
過去の事例から、事態の早急な沈静化を図る最良の手段であり、謝罪を行わないことが、最大の悪手となる。
- ・必要な委員会ごとに SNS アカウントをつくり、委員会ごとに運営・維持管理をし、責任も負う。また、投稿前に投稿内容のチェックをする仕組みをつくり、チェック後に投稿する。また、同じ仕組みを使い、投稿内容の事後確認も行う。
- ・本会の SNS を立ち上げる場合、即時性は求めず、投稿前に投稿内容のチェックをする仕組みをつくり、チェック後に投稿する。また、同じ仕組みを使い、投稿内容の事後確認も行う。
- ・「SNS 運用ポリシー」、「SNS ガイドライン」を作成し、本会 HP へ掲載する。
- ・「ソーシャルメディア」や「SNS」という言葉による区分には曖昧さが残るため、各サービスの各アカウントを「SNS 運用ポリシー」、「SNS 活用ガイドライン」へ必ず明示する。
それによって責任の所在を明確化、不必要に広い範囲に責任問題が波及してしまうことを防止、管理する手間の削減を行う。（アカウント作成毎に追加記載し、改定する。）
- ・ガイドラインでは、「私的利用」について必ず記載する。
業務と私的利用との区別をはっきりするように促すことがリスクヘッジにつながる。
- ・アカウントをつくり運用する際には、事前に「SNS 運用願」を提出し承認を受ける。
- ・SNS を運用する委員会に所属する者は、プライベートで SNS を利用する場面においても、ガイドラインを守ることが求められる。
- ・今回作成した「SNS 運用ポリシー」、「SNS 活用ガイドライン」が対象とするのは、本会と各委員会とし、支部は対象外とする。
支部は独自に運用して頂くが、「SNS 運用ポリシー」、「SNS 活用ガイドライン」に修正を加えるなどして利用してもらうことは可とします。

< 運用後の管理等について >

- ・紹介方法は、「会員サポートセンター」コンテンツの委員会紹介ページに QR コードを記載する。
- ・運用の状況の確認を年 1 回実施する。（広報情報委員会）
また、1 年間運用されていないものがあつた場合は、削除等を依頼する。
- ・苦情等の収集と対応について、投稿内容に問題があるなどの苦情や指摘などは、専用フォームを作成し、設置する。また、「SNS 運用ポリシー」5. 利用者による書き込みの削除等に記載の内容に抵触するものは、即時削除する。

なお、抵触していない場合であっても、正副会長の判断により、削除する場合もある。

・「SNS運用ポリシー」(案)を説明。

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会「SNS運用ポリシー」(案)

以下は「一般社団法人神奈川県建築士事務所協会」に関するものであり、当サイトにリンクされている他のサイトや神奈川県内にある一般社団法人神奈川県建築士事務所協会の17の支部については適用されません。

1. 目的

本ポリシーは、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下、「当協会」という。）のSNSアカウント（以下、「当アカウント」という。）の運用方針について定めるものです。

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 *****委員会 X (旧 Twitter)

(@*****、 https://twitter.com/*****)

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 *****委員会 Facebook

(*****、 https://www.facebook.com/*****)

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 *****委員会 Instagram

(*****、 https://www.instagram.com/*****)

2. 基本方針

当アカウントは、当協会が主催・支援するイベントや普及啓発活動、当協会における取組及びその成果、その他の目的を達成するため色々な活動等について情報発信することを通じ、閲覧者に当協会に関する理解を深めていただくことを目的とします。また、当アカウントは、原則として利用者投稿への返信等を行いません。

なお、当アカウントでは、個別の情報提供や相談の受け付けを行いません。

3. 運用方法

当アカウントは、以下のとおり運用します。

(1) 発信情報

次の情報を発信します。

- ・当協会が主催・支援するイベントや普及啓発活動に関する情報
- ・当協会が実施又は関連する各種施策等の取組
- ・当協会の活動に関係する会議や講習会等の開催情報等の情報
- ・当協会の活動に係るイベントに関する情報
- ・一般の方や当協会の会員である建築士事務所（以下、「神事協会員」という。）に対して広く周知するべきと考えられる関連情報
- ・その他建築に関連する一般の方に身近な情報、ニーズの高い情報及び周知する必要のある情報
- ・神事協会員の発言、執筆記事及び活動に関する紹介記事（当協会の役職員や神事協会員の日常

における経験や感想等。ただし、当協会としての公式見解、方針等を述べるものではありません。)

- ・ 建築関連の識者による寄稿等

(2) フォロー及び引用・再送信等

国、地方公共団体及び公共性の高い機関・団体のアカウント及びWEBサイト、並びに建築に関し、一般の方や神事協会員に情報提供を行うために有用性が高いと思われるアカウント及びWEBサイトについては、フォロー及びその発信する情報の引用・再送信等をする場合があります。

4. 免責事項

- ・ 当アカウントの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、当協会は利用者が当アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- ・ 当協会は、利用者により投稿された当アカウントに対する、返信、引用・再送信、コメント等につきまして一切責任を負いません。
- ・ 当協会は、当アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- ・ 当協会は、当アカウントについて、予告のない運用中止、投稿等の削除、当アカウント自体の削除を行う場合があります。あらかじめご了承ください。
また、上記措置に対して、当協会及び神事協会員は、それらに関するいかなる責任も負うものではありません。

5. 利用者による書き込みの削除等

以下の各項のいずれかに該当する場合、予告なく投稿の削除またはアカウントのブロック等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・ 法令等に違反する内容、又は違反や助長をするおそれがあるもの
- ・ 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ・ 政治、宗教活動を目的とするもの
- ・ 著作権、商標権、肖像権等、当協会又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- ・ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ・ 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ・ 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ・ 本人の承諾なく個人情報等を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- ・ 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- ・ 意見表明無く、当ページの閲覧者を他のWEBサイト等に誘導することを目的とするもの
- ・ 有害なプログラムへの誘導をするもの
- ・ 同一のユーザーにより繰り返し投稿される、同一内容のコメントや似通ったコメント
- ・ 当協会の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ・ 当協会の発信する内容に関係ないもの
- ・ 利用するサービスの規約に違反するもの

- ・その他、当協会が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

6. 著作権について

当アカウントで掲載している全ての情報（以下、「コンテンツ」という。）の著作権は、当協会又は正当な権利を有する者に帰属します。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。なお、コンテンツを利用するに当たっては、本ポリシーに同意したものとみなします。

7. 準拠法と合意管轄について

本ポリシーは、日本法に基づいて解釈されます。

本ポリシーによるコンテンツの利用及び本ポリシーに関する紛争については、当該紛争に係るコンテンツ又は本ポリシーを公開している組織の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

8. 運用方針の周知・変更等

本ポリシーの内容は、当協会WEBサイトに掲載します。また、本ポリシーは必要に応じて事前に告知なく変更することがあります。

- ・「SNS活用ガイドライン」（案）を説明。

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会「SNS活用ガイドライン」（案）

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下、「当協会」という。）において、SNSアカウントを活用するにあたって、当協会および当協会の各委員会は、本ガイドラインに従います。

SNSアカウント一覧

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 *****委員会 X （旧 Twitter）

(@*****、 https://twitter.com/*****)

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 *****委員会 Facebook

(*****、 https://www.facebook.com/*****)

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 *****委員会 Instagram

(*****、 https://www.instagram.com/*****)

1. 策定の背景と目的

当協会および当協会の各委員会においては、各種SNSアカウントを立ち上げるなど、SNSを活用した情報発信を行っている。また、プライベートにおいても、SNSを活用する機会が増加し、情報の受発信が行われている。このような状況を踏まえ、当協会および当協会の各委員会が、業務またはプライベートでSNSを安全に利用するための指針として、本活用ガイドラインを策定する。

2. SNSの定義

このガイドラインにおけるSNSとは、Facebook、X（旧ツイッター）、インスタグラムに代表される、登録された利用者同士が交流できるインターネットなどを利用した会員制サービスをさす。

3. SNSの特性と注意点

〈匿名性〉

SNSは、例えば匿名による運用であっても、過去の投稿内容や交流相手などから比較的容易に投稿者を特定することが可能である。そのため、実名でアカウントを運用する時と同様に、当協会および当協会の各委員会の一員として、社会的な常識やマナーをわきまえた投稿を心がける。

〈拡散性と双方向性〉

SNSは、情報の拡散スピードが極めて速いことに注意が必要である。発信した情報を利用者が他の利用者と共有したり、気軽にコメントなどの意思表示を行うことにより、情報が急速に拡散する。また、SNS上での話題は、SNS内にとどまらず、各種マスメディアでも取り上げられることにも注意が必要である。

〈リアルタイム性〉

SNSは、インターネットにつながる環境があれば、いつでもどこでもリアルタイムに情報発信を行うことができる。それは、マスメディアと違い、投稿内容について「事前チェック機能がない」ことを意味する。そのため、誤字、好ましくない表現、事実誤認やルール違反が発生しやすい背景があることにも注意が必要である。

〈半永久的に保存される〉

一度でもSNSに投稿された情報は、例えば削除したとしても、利用者間で共有されたり、転送やコピーされることで、いつまでもネット上に残り続けることに注意が必要である。

4. 業務編

〈適用範囲〉

この指針は、当協会および当協会の各委員会の広報・公聴活動として、業務のためにSNSを利用する場合に適用する。また、インターネットを利用して当協会および当協会の各委員会名義で情報受発信を行う役職員及び委託業務受託者等に適用する。

〈遵守事項〉

（１）運営主体・運営ポリシー

公式SNSアカウント作成時は、管理者を定め、事前にアカウントの目的、投稿内容、事前チェックの要・不要などを確認し、プロフィール欄などで運営主体と目的を明らかにする。

（２）情報発信

公式SNSアカウントにおける情報発信では、当協会および当協会の各委員会としての自覚と責

任を持ち、社会的な常識やマナーをわきまえた言動を心がける。

(3) コメントへの対応

SNS利用者の書込みに対して、返信するか否かを検討して決定する。発信した情報に対する意見や質問に対して、必ず返信する必要はないが、運用ポリシーに記載して、利用者の理解を得るよう努める。

(4) 法令・規定・守秘義務の遵守

当協会および当協会の各委員会の服務や情報の取り扱いに関する規定などを遵守する。また、個人が特定できる写真や映像、文章などを投稿する場合は、事前に本人や所属団体、企業などに了解を得るなど、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権などに十分留意する。

〈トラブル対応時の留意点〉

(1) 批判や苦情が殺到し、収拾がつかなくなった場合（このような状態を「炎上」という。）

(ア) 反論や抗弁は控えるなど、冷静に対応する。

(イ) 一度発信した情報は、利用者間で共有されることで、完全に削除することが困難であるうえ、削除が「隠ぺい」と捉えられ、更なる炎上を招くおそれがあるため、誤った情報を発信した場合には、発信内容を削除するのではなく、誤りを直ちに認め、訂正する。

(ウ) 返信に時間を要する場合は、一旦その旨を返信し、内容が確定した時点で、改めて返信する。

(2) なりすまし（※）が発生した場合

(ア) 当協会および当協会の各委員会が開設したSNSアカウントのなりすましが発生していることを発見した場合は、当該SNSの開設者に削除依頼を行う。

(イ) 必要に応じて、報道機関などへの情報提供を検討する。

(ウ) なりすまし・乗っ取りによる被害を最小限に抑えるため、管理するアカウントについては日ごろからこまめにチェックをする。

※なりすまし：他の利用者のふりをして、インターネット上のサービスを利用すること。

(3) 事実と反する内容が投稿された場合

(ア) 正しい情報を発信し、必要に応じて、正しい情報を発信しているホームページへのリンク等を掲載する。

(イ) 悪質な場合には、運用ポリシーに基づき、削除することを検討する。

5. プライベート編

〈適用範囲〉

この指針は、当協会および当協会の各委員会に所属する者（以下、「役職員等」という。）が、個人の立場でSNSを利用する場合に適用される。

〈遵守事項〉

(1) 当協会の役職員等としての発言

SNSで自身の職務内容や、当協会および当協会の各委員会に関する意見や見解を公開する場合は、身元を明らかにし、免責文をプロフィール欄などに明記する。

(2) 誠実な対応

SNSの利用に当たっては、個人の発言の自由、思想の自由を尊重するが、情報を発信する場合には、当協会および当協会の各委員会の成員としての自覚と責任を持った言動を心掛ける。

意図せずして自らが発信した情報により誤解を生じさせたり、他者を傷つけたりした場合には、その事実を率直に認めて早急に訂正するなど、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努める。

(3) 法令・規定・守秘義務の遵守

当協会および当協会の各委員会等のサービスや情報の取り扱いに関する規定などを遵守する。

なお、これらの規定等に違反した場合は、規定や規則に則った処分を受けることがある。

また、個人が特定できる写真や映像、文章などを投稿する場合は事前に本人や所属団体、企業などに了解を得るなど、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権などに十分留意する。

(4) 関係の強要はしない

SNSにおいては、業務とプライベートとのけじめをつけ、相手との距離感を正しく認識する。特に職場の上司や同僚であることを理由に、「友達」になることや返信・コメントを強要することなどは、パワーハラスメントに当たるため行わない。

6. 禁止事項

当協会の役職員等は、SNSアカウントの業務及びプライベートでの利用にあたっては、以下の行為を含む投稿は行いません。

- ・当協会および当協会の各委員会（委託業務受託者を含む。以下同じ。）、他の利用者又は第三者の、肖像権、著作権又は知的財産権の侵害行為。
- ・当協会および当協会の各委員会、他の利用者又は第三者の信用、財産またはプライバシー等の侵害行為。
- ・当協会および当協会の各委員会、他の利用者又は第三者への、名誉棄損行為または誹謗中傷行為。
- ・メールアドレス、住所、電話番号、肖像、日常の行動、その他のプライベート情報等の個人情報を本人及び関係者の事前の承諾なく、他の利用者や第三者に送付、伝達、開示、複写又は書き込みをする行為。
- ・他の利用者、第三者の著作物を本人及び関係者の事前の承諾なく、他の利用者や第三者に送付、開示、複写、書き込みをする行為。
- ・名誉毀損行為、差別行為、脅迫行為、風説の流布又は猥褻行為（不特定・多数の者を対象とする場合も含む。）。
- ・他人の氏名やアカウント又はアドレスを使ったコンピュータへの侵入行為。
- ・当協会および当協会の各委員会の運営を妨げる行為、社会的信頼を毀損する行為又は他の利用者もしくは当協会へ不利益を与える行為。
- ・公序良俗に反するものや犯罪行為又はそれらと関連が認められる行為。
- ・法令違反行為又はそれらと関連が認められる行為。

- ・猥褻な映像・音声・図柄・文字等の情報を提供する行為。

7. 当該ガイドラインの変更

当該ガイドラインは必要に応じて、利用者への予告なく、内容を変更できるものとする。

- ・一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 SNS 運用願（案）について説明。
開設する場合は、都度提出していただくことを想定。

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 SNS 運用願（案）

年 月 日

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会会長 殿

以下のSNS運用方針の通り、SNSの開設及び運用を行いますので、承認をお願いします。

また、開設及び運用にあたり、（一社）神奈川県建築士事務所協会「SNS運用ポリシー」及び「SNS活用ガイドライン」を遵守いたします。

SNS運用方針	
開設所属（申請者）	（〇〇委員会等）
管理者	
担当者	
投稿する内容	
利用目的	
利用するSNSの種類	☐ X（旧 Twitter） ☐ Facebook ☐ Instagram ☐ その他（ ）
アカウント登録URL	
アカウントパスワード	
協会会員以外の投稿に対する返信	（返信しない場合） 個別の回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください。 （返信する場合） 運用者は必要に応じて回答を行います。 ただし、運用者が 全て の投稿を閲覧し投稿に対して回答することを保証するものではありません。
備考	

(その他)

1 注意事項

以下に定める投稿は禁止しておりますので、予告なく削除することがあります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗(ひぼう)中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など(一社)神奈川県建築士事務所協会又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び根拠のないもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) その他、(一社)神奈川県建築士事務所協会が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

2 知的財産権

当ページに掲載している個々の情報(テキスト、画像等)に関する知的財産権は、(一社)神奈川県建築士事務所協会又は原作者に帰属します。

また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

3 免責事項

- (1) (一社)神奈川県建築士事務所協会は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じたどのような損害についても、一切の責任を負いません。
- (2) (一社)神奈川県建築士事務所協会は、予告なく運用ポリシーの変更や運用方法の見直し又は運用を中止する場合があります。

(ご意見等)

・承認の方法は。

→ 理事会で承認する。

・判断基準は、シェア機能があることを前提に考えた方がよい。

・同好会の取扱いは。

→ 神事協の名前が使用されている場合は、同じ取扱いとする。責任の所在が問題。

・既存であるもの(景観・まちづくり特別委員会、青年部会運営委員会など)の取扱いは。

→ 把握するためにも全て提出して頂く。

神事協の非公式ツイッターについては、横須賀支部が利用しているので、支部へ移譲することも検討している。

- ・以上を踏まえ、広報情報委員会で再検討し、次回の理事会へ上程することとした。

4 各委員会報告等

①委員会報告

総財務委員会：1/11 ・各委員会から提出された予算をまとめた所、306 万円ほどの赤字であるため、各委員会へ見直しの依頼をさせて頂いたことを説明。

業務支援委員会：1/17（広報情報委員会合同）

広報情報委員会：1/12・1/17（業務支援委員会合同）

ブロック支部委員会：開催なし

法制委員会：開催なし

指導委員会：1/18

青年部会運営委員会：1/12

建築物耐震改修評価特別委員会・専門員会：開催なし

「住・緑・家」運営特別委員会：開催なし

マンション等の大規模修繕業務特別委員会：12/25

景観・まちづくり特別委員会：1/15

災害時対策特別委員会：開催なし

会報誌編集特別委員会：12/19

木造特別委員会：12/21

②「会員サポートセンター」開設に向けた進捗報告（業務支援・広報情報）

- ・資料 4-2 により、鈴木業務支援委員長および長友広報情報副委員長から以下の通り報告された。

＜今後のスケジュールと流れについて＞

- ・ 1 月 1 9 日 理事会にてデモサイト公開
- ・ 1 月 2 5 日 賀詞交歓会でデモサイト紹介（5 分） ※1/19～1/25 までの限定公開。
上記ともに、広報情報委員会でデモサイトURLのQRコードを記載したチラシを作成し、配布するので、各自で確認頂く。賀詞交歓会では、鈴木業務支援委員長から説明する。
- ・ 2 月末 本サイト公開 ※現状のデータで作成する。
- ・ 3 月中旬 「会員サポートセンター」チラシ作成・印刷・配布／建通新聞に記事と広告を掲載

＜「協力事務所紹介サービス」登録状況について＞

- ・ 1 2 月末日に登録を締切、4 3 事務所となっており、大変少ない状況であることから、再募集案内をするよう検討中。登録フォームは、そのまま利用できるもので、理事へ協力を依頼。
登録情報は、事務局で都度アップしていく予定。
- ・ 新入会員会員へのPR実施も検討する。

＜他土業の紹介サービスについて＞

- ・神奈川県行政書士会との協定締結に向け、打合せ実施中。(次回 1/29)
- ・協定書(案)を配布。
行政書士及び建築士事務所の紹介等に関する協定書(案)
行政書士及び建築士事務所の紹介等に関する協定実施要領(案)
- ・ホームページイメージ



会員様ログインはこちら

会員サポートセンター



(ご意見等)

- ・協定内容について、どこまで依頼し、やって頂けるのか。利益があるのかの検討も必要。
- ・費用の発生についても記載する必要がある。(弁護士会とは指導委員会でサービスを検討していく。)
- ・運営の所管は決まっていますか。
→ 未定
- ・会員サポートセンターへの掲載内容や方法は、検討が必要である。
- ・甲と乙の使い方が悪いので、修正が必要。
- ・協定の実施要領(案)も見直しが必要。運営協議を1年に1回以上実施するのか、必要があるのか。

③神奈川県建築住宅部と(一社)神奈川県建築士事務所協会との意見交換実施報告

- ・資料4-3により、会長より以下の通り報告された
○マロニエB I Mコンペ2024への後援依頼

- ・協力頂ける。
- 新耐震グレーゾーン木造住宅耐震化の促進
 - ・現段階で実施の自治体はない。県内でどこかが動けば。
- 2025 年法改正への協力
 - ・詳細が分かり次第、対応頂けるとのこと。
- 日事連と神事協からの要望書（4 項目）を提出。（各支部でも実施）
 - ・業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化について
 - ・入札方式に偏らない評価方式の採用と適正価格の設定について
 - ・建築士事務所賠償責任保険への加入について
 - ・建築 C P D 情報提供制度の実績活用について
- 県からの情報
 - ・県営住宅の見直し。年 200 戸を目途に実施。
 - ・防災（台風）対策
 - ・高齢者の居住関係について
 - ・盛土法が施行される。開発が無くても申請等が必要となる。

（情報提供）

- ・横須賀市では、令和 6 年度からグレーゾーンの対応をする予定。

④令和 6 年賀詞交歓会の開催に係る現状報告とご協力のお願い

- ・資料 4-4 により、磯部事務局長から次第（案）、会場レイアウトと出席者状況を報告。
来賓 39 名、会員 95 名、賛助会員 46 名 合計 180 名の出席が予定されていることを報告。
- ・平山会長より、多数の来賓が出席するため、理事の皆様への接待等について、協力を依頼。
また、新入会員が 7 名参加（名札に青いシール添付）するため、フォローもお願いした。

5 日事連関係の報告

①1/10 関東甲信越ブロック協議会会長会議

- ・第 2 号報告のとおり。

②令和 6 年度単位会組織強化支援事業の実施について

- ・資料 5-1 により、磯部事務局長が説明。
1 単位会 3 件を上限。補助額は 100 万円まで
各委員会委員長へ検討依頼メールを送付し、1/29 までに提出頂くこととした。

③令和 6 年度日事連建築賞の実施について

- ・資料 5-2 により磯部事務局長が説明。
当会応募締切：4 月 1 7 日（水）必着。多数の応募をお願いした。

④その他

- ・1/26「自由民主党建築設計議員連盟」の総会が開催されるため、建築士事務所登録関係の要望（登録手数料の増額、変更届の手数料化）を行い、決議頂く予定。

（1）行事日程等

- ・資料 6-1 により、磯部事務局長から主な会議等が報告された。

理事会：2/19、3/21、4/18、5/21、6/20、7/18、8/22、9/19、10/17、11/21、12/19
2025/1/16、2025/2/20、2025/3/21
賀詞交歓会：1/25
総会：6/7

（2）その他

①1/22「事業承継士が話す事業承継のいろは（入門編）」セミナー

②1/29 建築士事務所のマネジメント支援ツール「J A A F－M S T 2 0 2 0」WEB 講習会

③1/30『伝統建築（寺院・茶室）の施工事例紹介・新築編』講習会

④2/9 青年部会運営委員会 ワンコインナイト Vol.2

- ・現在 2 0 名ほどの申込があることを報告。

⑤2/16 第 2 回「長期修繕計画実務講習会」～長期終戦計画書見直し業務演習セミナー

- ・上記全て申込可能なので、参加協力をお願いした。

○定款第47条により出席した会長及び監事は、議事録に記名押印しなければならない。

会 長	平山 正義	印
監 事	平野 武洋	印
監 事	山本 敏夫	印
監 事	棕 茂廣	印